

제6발표논문(일어본)

綾町における自然生態系農業の取組み

向井好美

綾町有機農業開発センター所長

I. 綾町の農業の基本的理念

綾町の大半を占める雄大な照葉樹林、遠い昔から地域に住む人々の生活環境や生活文化を育んできました。

特に、私立ちの心のふるさとを形づくる農耕文化や食文化も照葉樹林地帯の長い歴史の中で生み出されたものです。

この貴重な照葉樹林を始め、恵まれた綾の自然環境を守るとともに、自然の攝理をふまえた農と食の心を取り戻し、これを次の世代に傳えるため、昭和63年に全國初の「自然生態系農業の推進に関する條例」を制定したところです。

この條例によって、化學肥料や化學農薬を多用してきた今までの近代農業がもたらした企みを反省し、農産物の安全性と自然環境にも調和した農業を推進するため、自然生態系農業の基準の設定と審査方法及び審査結果による認證方法など、一連の厳しい基準と明確なラベル表示により21世紀を展望した新たな農業・農村づくりを進めていきます。

II. 地域農業の概要

- ・人口 7,492人
- ・農業就業人口 1,529人
- ・農家戸數 460戸(専農 206戸, 第1種兼業 98戸, 第2種兼業 156戸)
- ・經營耕地面積 532ha(水田 289ha, 畑 165ha, 樹園地 80ha)
- ・農業生産額 3,397百萬円(米 220百萬円, 野菜 376百萬円, 果樹 216百萬円, 畜産 1,408百萬円)

III. 有機農業の取組みの背景

綾町の有機農業は、昭和48年に「健康で住みよい町づくり」のスローガンに、新鮮な家庭菜園による健康な生活運動をめざした一坪菜園の普及を皮切りに始まったものです。この運動の中で、土づくりによる有機農業が実践され、その余剰野菜の販賣対策として週一回の青空市場の開設へと発展していきました。

有機物確保としては、昭和53年にし尿を液状発酵化する自給肥料供給施設、昭和56年に家畜糞尿処理施設、昭和62年に家畜の生ゴミを有機質肥料として有效活用する生活雑廃コンポスト製造施設等を設置するなど、有機質生産のための基盤を整備すると共に、農家に對とは、堆肥盤の設置と合わせ「堆肥増産品評会」を行うなどして有機質資源の利用体制の確立を図ってきたところです。昭和58年には、有機農産物の販賣戦略として北九州共生社連合と産直取引を開始、この取引を機に消費者・生活者・農協・町の四者一體による交流会が開催され自然生態系農業確立に當たっての基盤づくりが進められました。又、保健サイドでも町民の健康づくり事業の一環として日常の食事を見直す運動(栄養士による栄養學級)が展開され、農産物の安全性が求められるようになりました。

このため自然の攝理を尊重した農業を推進することとして、昭和63年に全國初の「自然生態系農業の推進に関する條例」を制定しました。

また、自然生態系農業に関する各種事業の推進、運動の展開を圓滑に進めるため、有機農業推進會議を設け、その推進母體として有機農業開発センター、實踐母體として有機農業實踐振興會を設置し、自然生態系農業確立へ向けての活動を展開しています。有機JAS規格農産物については、綾町が登録認定機関として、國に申請中であり、有機JAS法にも的確に對應できる産地づくりを目指していきます。

IV. 取組みの内容

自然生態系農業の基本技術を土づくりに置き、實踐農地として圃場を登録、その登録農地について、毎年有機農業開発センターで土壤分析を実施、この土壤診斷結果に基づき町の策定した生産資材管理基準に沿った有機物及び有機質肥料による土づくりを行っています。

有機物は、牛糞、豚糞、稻わら、もみがらを混ぜて數回切り返し約1年かけて堆積させた完熟堆肥、人間のし尿を腐熟發酵させた液肥、家畜のし尿を投入しています。病害蟲防除技術としては、土壤消毒剤、除草剤は使用せずに病害蟲の防除も極力抑え防除する場合は、國が定めた使用することができる化學合成資材等の範圍内の散布に止めています。農薬使用低減方法としては、防蟲ネットを利用した雨よけ施設、幌型トンネル等の活用、性フェロモン

剤利用、シルバーポリマルチ等。

土壤センチュウ対策としては、抑止効果のある作物(クロタラリア・ギニアグラス・マリーゴールド・ソルゴー)を導入すると共に作物の効率的な輪作体系を導入しています。なお、栽培技術に関する指導は、JAと有機農業開発センターが一體となって、各作物の部会毎に、事前に作付計画の検討及び栽培指導、作付圃場での現地検討会、生産販賣の反省検討会等を行っています。

V. 経営的成立と地域活性化

有機農業を経済的に見ると、生産面で無農薬・低農薬といった栽培方法をとるため、収量や品質が不安定でリスクが大きいが、その反面、販賣面で生協、個性化販賣方式による契約栽培を採用しているため價格の變動がなく農家の經營計劃は立てやすいという利点はあります。

なお本町では、獨自の「農畜産物總合價格保証基金」を設け、契約農家の収益減について生産減價を基準にした價格保墊を行って農家の經營安定化を図っています。

有機農産物等への關心を高めるため、生協の組合員を対象にした産直ツアーや、消費者と生産者と一体となった有機農業推進大會、食のふれあい廣場などを毎年開催し、生産者の取組みの喚起を図っています。有機農産物等を求めて綾町に訪れる方が多く、地域の活性化には寄與しています。

VI. これからの課題

- ・自然循環システムの擴充と農家意欲の喚起。有機農業實踐のための技術の開發と省力化のための機會化体系の確立。
- ・有機JAS 規格 適用
- ・ITを活用した栽培管理、販賣システムの構築。都市と農村の交流共生(グリーンツーリズム)

※ 有機農業のあゆみ

年 度	施 策・活 動 等	目 的・内 容
昭 48(1973)	一坪菜園の普及運動・菜園コンクール(町)	新鮮な野菜の利用向上による健康増進と菜園の取組み等の表彰(個人・團體)
51(1976)	青空市場の設置(毎週水曜日)	一坪菜園の余剰野菜販賣促進
53(1978)	自給肥料供給施設の設置	人間のし尿を液状發酵させ液肥として農地に還元(有機物として投入)
53(1978)	農産物産直販賣の開始	北九州の生協と有機農産物の産直販賣開始
56(1981)	家畜糞尿處理施設の設置	豚の糞尿を適正處理し農地還元を図る
57(1987)	生協組合員との産直交流會産直	産直の相互利害を深めるための交流
59~60	土壤分布状況調査の実施	有機農業の基本となる土づくりに資するため町内全域の農地の土壤分布状況調査
59~64	堆肥増産共進會の実施	土づくりの基本である優良堆肥の増産運動及び増産コンクール実施
62(1987)	生ゴミコンポスト製造施設の設置	家庭から排出される生ゴミを堆肥とし活用
63(1988)	自然生態系農業條例の制定	有機農業の基準及び農産物認證制度の創設
平 1(1989)	有機農業開発センタ-設置	有機農業の推進機關の整備
8(1996)	第1回環境保全型農業コンクール農林水産大臣表彰状	自然生態系農業(有機農業)に対する評價
8(1996)	京都生協との産直覚書締結産直	
9(1997)	東京都との有機農産物等流通協定の締結	